児童発達支援　重要事項説明書

１．事業者の概要

（１）事業者

名　称	社会福祉法人　大垣市社会福祉事業団
主たる事業所の所在地	大垣市牧野町２丁目１５０番地１
代表者氏名	理　事　長　　北　野　茂　樹
電話番号	０５８４－７１－３９１８

（２）施設を受託運営している事業者

名　称	社会福祉法人　大垣市社会福祉事業団
主たる事業所の所在地	大垣市牧野町２丁目１５０番地１
代表者氏名	理　事　長　　北　野　茂　樹
電話番号	０５８４－７１－３９１８

２．施設（学園）の概要

（１）名称

1	名　称	大垣市立ひまわり学園		
	所 在 地	大垣市小野2丁目27番地		
	電話番号	０５８４－７８－２４９８	ＦＡＸ番号	０５８４－７８－４８４５

（２）施設職員

職　種	常　勤	非常勤	合　計	備　考
園長（管理者）	1	0	1	
児童発達支援管理責任者	2	0	2	
支援提供者（児童指導員等）	9	4	13	
管理栄養士	1	0	1	
その他	1	0	1	経理担当者含む

資格 …… 保育士・社会福祉士・言語聴覚士など

（３）営業日等

サービス提供日及び営業日	1	月曜日～金曜日
サービス提供時間	午前９時００分から午後４時００分　定員８５人	
営業時間	午前８時３０分から午後５時１５分	
休業日	土・日曜日・国民の祝日及び１２月２９日から１２月３１日 １月２日・１月３日	

（４）実施地域

大垣市の全域。

３．支援事業

（1）児童発達支援事業

4．サービス利用にあたっての留意事項

サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意してください。

（1） 伝染性疾患時及び感染症感染時の通園に係ること（感染症対策の実施）

（2） 利用料の支払い方法に係ること

（3） 駐車場利用に係ること

（4） 療育時間中の付き添いに係ること

5．指定児童発達支援を提供する主たる対象者

指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとします。

（1） 発達に弱さを持つ未就学児

6．緊急時及び事故発生時等における対応方法

現に指定児童発達支援の提供を行っているときに通園児童に病状等の急変が生じた場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関（大垣市民病院）又は障害児の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに県及び市に報告します。

7．サービス提供開始日

令和７年４月１日

8．支援内容

（1）個別指導とグループ指導

（2）個別指導又はグループ指導

（3）構音指導

（4）大垣市民病院医師による医療相談

（5）発達相談

（6）食育・栄養指導

9．学園の運営方針

利用者には、保護者とともに通園していただき本来の能力を発揮できるよう、きめ細かな療育やことばの指導を行います。また、発達の遅れ等の早期発見に努め、保護者への支援や相談にあたります。

（1）利用者のもつ課題に応じ親子指導、個別指導、グループ指導などを行い利用者の発達を促していきます。

（2）身体の機能の向上を図り療育指導を行います。

（3）正しい発音ができなかったり、耳の聞こえに問題をもつ利用者には、口腔機能を高め、正しい発音や

聞きとりができるように言語指導を行います。

（4）人との関わりがとりにくかったり、コミュニケーションとしてことばを上手に使えない利用者には、意図的に遊びを工夫し、豊かな人間関係をつくり上げることを目指します。

10. 緊急時および非常災害時、事故発生時の対応：事業団の定める非常事態対策要綱に従うと共に避難訓練等を行います。

11. 虐待防止、身体拘束：虐待防止等のための啓発活動および研修等を行い、虐待防止に努めます。

また、利用者への身体拘束は行いません。

12. 個人情報保護：個人情報保護基本方針に従い、定められた利用目的以外には使用しません。

13. 利用料金

（1）利用者自己負担額　　住所地の市町村長の定める額

大垣市の場合、法の規定に基づき、保護者（扶養義務者）のうち、最多納税者の所得税額等により決定します。但し、提供事業によって利用額が異なります。

税額等による階層区分		上限月額（円）	負担基準額(円) 児童通所支援 1日当たり
生活保護	生活保護法第６条第１項に規定する被保護者	0	0
低所得	市民税非課税世帯	0	0
一般1	市民税課税世帯で所得割28万円未満の方	4,600	968
一般2	市民税課税世帯　（一般1該当者以外）	37,200	968

＊その他加算により金額が変わる場合があります。

（2） おやつ、調理、その他の指導場面において通常必要となるものに係る経費についての実費をいただきます

（3）通所支援をご利用される場合、お子さんが第１子の場合は、総費用額の 10分の１（１割）を現金にてお支払いいただきます。

また、第２子以降のお子さんが通所支援をご利用される場合で、「通所受給者証」の特記事項欄に記載されている内容によっては、下記のとおりの負担額が変わる場合があります。

・「第２子軽減対象児童」の場合、総費用額の 100分の５を現金にてお支払いいただきます。

・「第３子以降軽減対象児童」の場合、利用料金はかかりません。

・幼児教育無償化に伴い、3歳児から5歳児までを対象に利用料金が無償化されています。

14. 苦情受付

①ひまわり学園

園　長　　宇野　亜弓

係　長　　伊藤　玄将

②第三者委員

大垣勤労者福祉サービスセンター　　加藤　誠　　常務理事

宇留生女性連合会　　山田　鈴子　　会計

大垣市社会福祉協議会　　大橋　奈麻輝　　事務局長

③公的な苦情相談窓口

岐阜県運営適正化委員会（社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会内）　　０５８－２７８－５１３６

令和　　年　　月　　日

児童通所支援事業の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

設置者　　大　垣　市

受託運営　　社会福祉法人　大垣市社会福祉事業団

説明者　　所　　属　　大垣市立ひまわり学園

職氏名　　印

私は、事業者から児童通所支援事業について本書面に基づき説明を受けました。

利用者　　住　　所

氏　　名

保護者氏名　　印